

新型コロナウイルス感染症の影響による 介護事業所の売上減に対する支援

令和2年3月16日

ケアマネ経営研究会

株式会社日本高齢支援センター

戸田正雄

資金を中心とした経営支援

厚生労働省関係

- ・社会福祉法人を対象・独立行政法人福祉医療機構による融資制度
「社会福祉法人の経営高度化に係る優遇融資」
「地域共生社会の実現に向けた整備の融資」
「社会福祉施設・医療施設の防災・減災のために行う整備に対する優遇融資」 今回の新型コロナウイルス感染症による収入減を充当するための資金融資の拡大
- ・雇用維持のため休業手当を支給した費用の助成「新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金」と雇用調整助成金の特別措置
- ・学童の休学による従事者の休職による所得の減少に対する「小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援」
- ・介護事務などに従事する従事者にテレワーク導入した際の「時間外労働等改善助成金」
- ・テレワークを新たに導入した企業への時間外労働等改善助成金特例コース

経済産業省関係

- ・自然災害等の被害による資金を供給するための借入を行うセーフティネット4号
- ・経営安定に支障が生じている企業への資金供給のための借入を保証するセーフティネット5号（但し介護事業未指定）
- ・社会的要因による売上減少に対しての融資セーフティネット貸付の要件緩和
- ・テレワーク導入のコンサル利用の際のテレワークマネージャー派遣事業
- ・在宅勤務導入のためのIT導入補助
- ・パソコンなどテレワーク用設備の全額損金算入する税制

社会福祉協議会の生活福祉資金、介護事業者を対象にする福祉費

社会福祉法人の経営高度化に係る優遇融資のお知らせ

社会福祉法人に対する「合併等の際に必要な経営資金」「経営不振状態の法人に対する経営資金」に加え、「会計監査人の設置等に必要な経営資金」について、通常の経営資金より優遇した条件で融資しております。

【ご利用例】

- ・社会福祉法人が合併したことにより事業が拡大した際の初期費用等
- ・会計監査人の導入費用、調査費用等

融資条件	優遇適用後の条件	通常条件
利率	0.502% ^{※1}	0.802%
償還期間	8年以内	3年以内
据置期間	1年以内	6月以内
融資率	90%	70~80%
担保	原則必要	原則必要
保証人	保証人不要制度または個人保証	保証人不要制度または個人保証

※ 令和2年3月2日改定
利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

- 所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
- その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

ご連絡先

施設開設地が東日本（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）の方

◎東京本部福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係
TEL (03) 3438-9298
FAX (03) 3438-0659

施設開設地が西日本（福井県、滋賀県、奈良県より西の地域）の方

◎大阪支店福祉審査課融資相談係
TEL (06) 6252-0216
FAX (06) 6252-0240

福祉医療機構ホームページアドレス <https://www.wam.go.jp/hp>

福祉医療貸付部

地域共生社会の実現に向けた整備の融資条件について

地域共生社会の実現に向け、従来の高齢、障害、児童の各分野の社会福祉事業施設等のうち、**分野を跨いだ複数の施設を同時かつ一体的に整備する際、施設種類ごとに異なる融資条件を有利な条件に統一すること**としました。施設整備をご検討の際は、ぜひご相談ください。

《融資条件が統一される条件》

◎地域共生社会の実現に向けた整備と認められる場合であって、以下の社会福祉事業施設等のうち、複数の施設を同時かつ一体的に整備する場合

- 【高齢分野】 地域密着型サービス
- 【障害分野】 障害者支援施設、障害福祉サービス
- 【児童分野】 保育所、小規模保育事業、放課後児童健全育成事業、幼保連携型認定こども園 等

※上記施設類型に該当しない場合はご相談ください

融資条件	適用後の条件
利率	0.3%~0.4%のうち最も低い利率 ※1
償還期間	20年以内 ※2
据置期間	2年以内 ※3
融資率	75%~90%のうち最も高い融資率
担保	原則必要 ※4
保証人	保証人不要制度または個人保証

※1 令和2年3月2日改定：償還期間20年全期間固定の場合。

利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

※2 都市部（詳細についてはお問い合わせください）で整備を行う場合は償還期間が30年以内となります。

※3 据置期間は償還期間によって変動します。償還期間が20年超30年以内の場合は据置期間は3年以内です。

※4 一定の条件において、3000万円以内の融資の場合、金額に応じ一定の利率を上乗せすることで無担保とすることができます。

● 所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

ご連絡先

施設開設地が東日本（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）の方

◎東京本部福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係
TEL (03) 3438-9298
FAX (03) 3438-0659

施設開設地が西日本（福井県、滋賀県、奈良県より西の地域）の方

◎大阪支店福祉審査課融資相談係
TEL (06) 6252-0216
FAX (06) 6252-0240

福祉医療機構ホームページアドレス <https://www.wam.go.jp/hp>

社会福祉施設・医療施設の 福祉医療貸付部 防災・減災のために行う整備に対する優遇融資のお知らせ

近年、大規模な震災をはじめ、津波、豪雨、豪雪、火山噴火など様々な自然災害が発生しています。福祉・医療を提供する施設は、地域の福祉医療基盤であると同時に、被災等が生じた際には防災拠点としての役割を担うことから、防災や減災に備えた整備が求められています。

この度、防災・減災のための施設整備に対する優遇融資を改編しました。ぜひご活用ください。

＜対象となる施設＞

I・・・高台移転整備事業、地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備事業

II・・・耐震化整備事業、スプリンクラー整備事業

※下記条件はいずれも補助事業に限ります。補助がない場合は別途ご相談ください。

融資条件	優遇適用後の条件	通常条件
利率	I：全期間無利子 II：0.5%（据置期間中無利子）※1	0.5～1.0%
償還期間	30年以内 ※2	30年以内
据置期間	3年以内 ※3	3年以内
融資率	95%	70～80%

※1 令和2年3月2日改定：償還期間30年全期間固定の場合。

利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

※2 通常の貸付において最も長い償還期間（病院等の条件）です。施設種類により償還期間は異なります。詳細につきましてはお問い合わせください。

※3 据置期間は償還期間によって変動します。償還期間が20年超30年以内の場合は据置期間は3年以内です。

- 上記条件のほか、ご融資には、担保、保証人（保証人不要制度利用可能）が必要です。
- 所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
- その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

ご連絡先

施設開設地が東日本（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）の方

◎東京本部福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係
TEL (03) 3438-9298
FAX (03) 3438-0659

施設開設地が西日本（福井県、滋賀県、奈良県より西の地域）の方

◎大阪支店福祉審査課融資相談係
TEL (06) 6252-0216
FAX (06) 6252-0240

福祉医療機構ホームページアドレス <https://www.wam.go.jp/hp>

新型コロナウイルスの感染により事業停止等となった事業者に対する福祉医療貸付事業の対応について（一部改正）

福祉医療貸付事業における新型コロナウイルスの影響により事業の継続に支障がある事業者に対する経営資金（長期運転資金）及び既往貸付について、取扱いの一部を改正し、以下のとおり対応することとしました。

1. 貸付をご利用される方

当貸付事業の融資対象施設を経営している事業者の方であって、新型コロナウイルスの感染等当該施設の責に帰することができない理由により事業の継続に支障がある方（中長期的に業況が回復することが見込まれる方）。

2. 貸付条件

①福祉貸付事業（経営資金）

	融資条件
償還期間 (据置期間)	10年以内 (5年以内)
貸付利率	当初5年間 3,000万円まで無利子 3,000万円超の部分は0.2% 6年目以降 0.2%
貸付金の限度額 (無担保貸付)	なし (6,000万円)

②医療貸付事業（長期運転資金）

	融資条件		
	病院	老健・介護医療院	診療所・助産所 医療従事者養成施設 指定訪問看護事業
償還期間 (据置期間)	10年以内 (5年以内)		
貸付利率	当初5年間 1億円まで無利子 1億円超の部分は0.2% 6年目以降 0.2%		
貸付金の限度額 (無担保貸付)	7.2億円 (3億円)	1億円 (1億円)	4,000万円 (4,000万円)

※貸付利率は福祉貸付事業、医療貸付事業とも令和2年3月2日現在のものです。

3. 既往貸付に関するご相談の方

当面6か月間の元金のお支払いについて、返済猶予のご相談に応じます。

【融資のご相談】	(東日本)	福祉医療貸付部	福祉審査課	融資相談係	Tel.03-3438-9298
		福祉医療貸付部	医療審査課	融資相談係	Tel.03-3438-9940
	(西日本)	大阪支店	福祉審査課	融資相談係	Tel.06-6252-0216
		大阪支店	医療審査課	融資相談係	Tel.06-6252-0219
【返済のご相談】	(NPO法人の方)		NPO リソースセンター	NPO 支援課	Tel.03-3438-4756
			顧客業務部	顧客業務課	Tel.03-3438-9939

令和2年3月4日

【照会先】

職業安定局 雇用開発企画課
課長：松永 久
課長補佐：宮本 淳子
(代表) 03-5253-1111 (内線 5330)
(直通) 03-3502-1718

報道関係者各位

新型コロナウイルス感染症に係る
雇用調整助成金の特例措置の拡大について

今般の新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主を支援するため、雇用調整助成金の特例措置の拡大を今後行う予定です。

その概要は、別紙のとおりです。さらなる詳細については、速やかに検討を進め、公表いたします。

【公表資料】

○雇用調整助成金の特例措置の拡大

・・・別紙

雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度（大企業：1/2 中小企業：2/3）

- 雇用調整助成金の対象事業主が行う、感染症拡大防止に資する、一部従業員の休業や一斉休業、濃厚接触者に命令した休業等も対象となることを明確化。
- 更に、自治体が緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域の事業主に対しては、特例的に、生産指標が低下したものとみなし、また正規・非正規を問わず対象とした上で、助成率を引上げ。

第1弾（2月14日～）	拡充案	
	一般的な場合	緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域（現時点では北海道のみ）
日中間の人の往来の急減により影響を受け、中国関係の売上高等が全売上高等の一定割合以上である事業主 ⇒中国人観光客向け観光関連産業 等	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 ⇒全業種 (2月28日に先行拡充済)	上記の地域に所在する事業主
生産指標要件緩和 (3か月10%以上低下 ⇒1か月10%以上低下)	同左	生産指標要件 →満たすものとして扱う
被保険者が対象	同左	非正規を含めた雇用者
助成率 2/3（中小）、1/2（大企業）	同左	4/5(中小)、2/3(大企業)
計画届の事後提出を認める (1月24日～3月31日まで) 1年のクーリング期間が必要	計画届の事後提出を認める (1月24日～5月31日まで) クーリング期間の撤廃	
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件の撤廃	

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を追加実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

【追加の特例措置の内容】

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

- ① 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。
- ② 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、
 - ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とし、
 - イ 過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等の支給限度日数までの受給を可能とします(支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません)。

【既に講じている特例措置の内容】

- ③ 令和2年1月24日以降の休業等計画届の事後提出が、令和2年5月31日まで可能です。
- ④ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮しています。(※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。)
- ⑤ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象としています。(※生産指標の確認は提出があった月の前月と令和元年12月と比べます。そのため12月実績は必要となります)
- ⑥ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象としています。

【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」とは】

以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

(経済上の理由例)

- ・取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。
- ・労働者が感染症を発症し、自主的に事業所を閉鎖したことにより、事業活動が縮小した場合。
- ・労働者が感染症を発症していないが、行政の要請を受けて事業所を閉鎖し、事業活動が縮小した場合。

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。

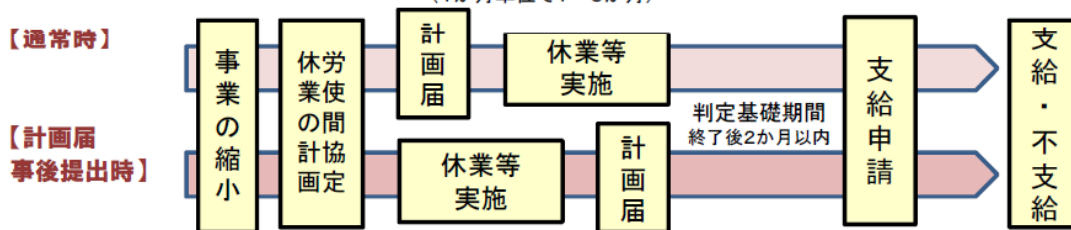


助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(率) ※ 対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限です。(令和2年3月1日現在) ※ 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定されます。	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算(額)	1人1日当たり1,200円	
支給限度日数	1年間で100日	

◆受給手続き◆

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間※ごとに計画届を提出する必要があります。(※計画や支給申請の単位となる期間で、賃金締め切り期間と同じです。)
- 事後提出する休業等については、1度にまとめて提出してください。
- 事後提出しない休業等については、初回の計画届を、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐり、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい(最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。)
- 事後提出しない休業等の場合の支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

◆支給までの流れ



◆初回の計画届時に必要な書類(休業の場合)※教育訓練、出向の場合は労働局にご確認ください。

休業等実施計画届	休業予定日、規模等を記載。
事業活動の状況に関する申出書 (新型コロナウイルス感染症関係用)	事業縮小の状況を記載。
【添付】労使協定書	・労使協定書
【添付】事業所の状況に関する書類	・労働者代表確認書類
	・生産指標(売上高等)のわかる書類



Press Release

令和2年3月2日

【照会先】

雇用環境・均等局 職業生活両立課
課長：尾田 進
課長補佐：東江 赳欣
(代表) 03-5253-1111(内線7860)
(直通) 03-3595-3274

報道関係者各位

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援(新たな助成金制度)について

今般の新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により影響を受ける労働者を支援するため、労働者を有給で休ませる企業に対し助成する仕組みを設ける予定です。

その概要は、別紙のとおりです。さらなる詳細については、速やかに検討を進め、公表いたします。

【公表資料】

○小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇に対する助成(新たな助成金)

・・・別紙

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設。

●事業主

①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給(※))の休暇を取得させた事業主。

※ 年次有給休暇の場合と同様

① 新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等(※)に通う子

※小学校等：小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子

●支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

※ 支給額は8,330円を日額上限とする。

※ 大企業、中小企業とも同様。

●適用日：令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

※雇用保険被保険者に対しては、労働保険特会から支給、それ以外は一般会計から支給

時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例について

- 本年度の時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）については、助成金の受付を既に終了している。
- 他方で、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、テレワーク導入や特別休暇の規定整備は急務である。このため、既存のコースの要件を簡素化した上で、時間外労働等改善助成金に特例的なコースを新たに設け、速やかに特例コースの申請受付を開始することとする。
- 特例コースについては、令和2年2月17日（※）以降に行った取組については、交付決定を行う前であっても、特例として助成の対象とすることとする。

※新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安をとりまとめ、大臣が会見でテレワーク等の積極的取組を呼びかけた日

	テレワークの特例コース	職場意識改善の特例コース
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主	新型コロナウイルス感染症対策として休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主
助成対象の取組	・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等	・就業規則等の作成・変更 ・労務管理用機器等の購入・更新 等
要件	事業実施期間中にテレワークを実施した労働者が1人以上いること	事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること
事業実施期間	令和2年2月17日～令和2年5月31日	
支給額	補助率：1/2 1企業当たりの上限額：100万円	補助率：3/4 ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成 上限額：50万円

セーフティネット保証 4号・5号

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。
（売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合）

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。
（売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合）

※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

SN4号：3月2日（月）に全都道府県を指定しました。

SN5号：既に指定業種となっている旅行業に加え、3月3日（火）宿泊業、飲食業など40業種を対象と決定しました。指定業種は経済産業省・中企庁HPより、ご確認ください。

※ご利用手続の流れ（4号・5号）

①対象となる中小企業者の方は、本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行います。

②希望の金融機関又は最寄りの信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申し込みます（事前相談も可）。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

【お問合せ先】最寄りの信用保証協会

※経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」または右のQRコードよりご確認ください。



セーフティネット貸付の要件緩和

セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

【融資限度額】

中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【金利】

基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.91%

※令和2年2月3日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

2月14日（金）より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。詳しくは日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫

融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785

1. 制度概要

- 自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度。

(参考；信用保険法第2条第5項第4号)

災害その他の突発的な事由であつて、その発生に起因して相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られている認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その地域内に事業所を有する中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者であり、かつ、当該中小企業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

2. 対象中小企業者

- (イ) 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

3. 内容（保証条件）

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：100%保証

③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 →

※セーフティネット保証5号とは併用可だが、同じ枠になる

【一般保証限度額】
2億8,000万円以内

+

【別枠保証限度額】
2億8,000万円以内

セーフティネット保証5号の概要

1. 制度概要

○全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

(参考；信用保険法第2条第5項第5号)

その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

2. 対象中小企業者

①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少。

※時限的な運用緩和として、2月以降直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可。

例) 2月の売上高実績 + 3月、4月の売上高見込み

②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

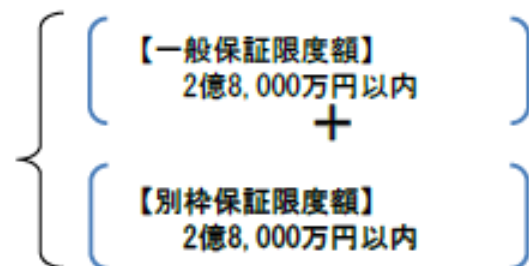
3. 内容 (保証条件)

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：80%保証

③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円

※セーフティネット保証4号とは併用可だが、同じ枠になる



生産性革命推進事業

生産性革命推進事業（令和元年度補正予算3,600億円）において、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓に取り組む事業者を優先的に支援します。

具体的には、

- ①ものづくり・商業・サービス補助金
- ②持続化補助金
- ③IT導入補助金

の採択審査において、今般の感染症の影響を受けながらも生産性向上に取り組む事業者に対して加点措置を講じます。

詳細は、今後速やかに下記HPに掲載いたします。
（中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト）

<https://seisansei.smrj.go.jp>



【お問合せ先】

中小企業基盤整備機構 企画部
生産性革命推進事業室：03-6459-0866

①ものづくり・商業・サービス補助

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。

- 【対象】 中小企業・小規模事業者
- 【補助上限】 原則1,000万円
- 【補助率】 中小1/2 小規模2/3

【想定される活用例】

- ・部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う
- ・感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給要請を受けて、生産ラインを新設・増強する
- ・中国の自社工場が操業停止し、国内に拠点を移転する

※加点には、サプライチェーンの毀損等の影響を受けている客観的事実を証明するための書類の提出が必要

②持続化補助

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。

- 【対象】 小規模事業者
- 【補助額】 ～50万円
- 【補助率】 2/3

【想定される活用例】

- ・小売店が、インバウンド需要の減少を踏まえ、店舗販売の縮小を補うべくインターネット販売を強化する等、ビジネスモデル転換を図る
- ・旅館が、自動受付機を導入し、省人化する

※加点には、感染症の影響によって売上減少等を証明するための書類の提出が必要

③IT導入補助

事業継続性確保の観点から、ITツール導入による業務効率化等を支援。

- 【対象】 中小企業・小規模事業者 等
- 【補助額】 30～450万円
- 【補助率】 1/2

【想定される活用例】

- ・在宅勤務制度を新たに導入するため、業務効率化ツールと共にテレワークツールを導入する

※加点には、事業継続性強化に資するコミュニケーションツールの導入が必要

雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

助成内容

【助成率】大企業1/2、中小企業2/3
【支給限度日数】1年間で100日（3年間で150日）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置①

※休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの場合に適用します。

【特例の対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

※日本人観光客の減少の影響を受ける観光関連産業や、部品の調達・供給等の停滞の影響を受ける製造業なども幅広く特例措置の対象となります。

【特例措置の内容】

- ①休業等計画届の事後提出が令和2年5月31日まで可能。
- ②生産指標（売上高等10%減）の確認対象期間を3か月から1か月に短縮。
- ③雇用指標（最近3か月の平均値）が対前年比で増加している場合も対象。
- ④事業所設置後、1年未満の事業主も対象。

詳細は、 [厚生労働省 雇用調整助成金](#) で検索

<https://www.mhlw.go.jp/content/000602567.pdf>

【お問合せ先】最寄りの都道府県労働局

※経済産業省HP特設ページ内の「雇用調整助成金に関する主なお問い合わせ先一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



雇用調整助成金の特例措置

（自治体が緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域）

更に、自治体の長が一定期間の緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域（現時点では北海道のみ）の事業主に対しては、特例的に、生産指標が低下したものとみなし、また正規・非正規を問わず対象とした上で、助成率を上げます。

助成内容

【助成率】大企業2/3、中小企業4/5
【支給限度日数】1年間で100日（3年間で150日）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置②

※休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの場合に適用します。


【特例の対象となる事業者】

緊急事態宣言を発出して活動自粛を要請している地域に所在する事業主

【特例措置の内容】

- ①休業等計画届の事後提出が令和2年5月31日まで可能。
- ②生産指標要件（売上高等10%減）は満たしたものと扱う。
- ③雇用指標（最近3か月の平均値）が対前年比で増加している場合も対象。
- ④事業所設置後、1年未満の事業主も対象。
- ⑤助成率を大企業2/3、中小企業4/5に引き上げ。
- ⑥非正規も含めた雇用者に対する休業手当が対象。

※下線部分が緊急事態宣言を発出して活動自粛を要請している地域のみで拡充される内容。

詳細は、 [厚生労働省 雇用調整助成金](#) で検索

【お問合せ先】最寄りの都道府県労働局

※経済産業省HP特設ページ内の「雇用調整助成金に関する主なお問い合わせ先一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



小学校等の臨時休業に伴う 保護者の休暇取得支援

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設します。

【対象事業主】

①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業者主

①新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等（※）に通う子

※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子

【支給額】

休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

※支給額は8,330円を日額上限とする。※大企業、中小企業ともに同様

【適用日】

令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

※雇用保険被保険者に対しては、労働保険特会から支給、それ以外は一般会計から支給

さらなる詳細については、速やかに検討を進め、公表いたします。

【お問合せ先】

厚生労働省 雇用環境・均等局職業生活両立課
03-3595-3274

テレワーク導入に ご利用いただける支援策

1. テレワークマネージャー派遣事業

テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家が無料で、WEB及び電話によるコンサルティングを実施します。

【相談実施期間】2020年3月31日（火）まで

【応募期限】2020年3月24日（火）まで

【支援回数】1団体あたり最大3回（1回あたり最大2時間）

【費用】コンサルティング費用は無料、通信料は利用者負担

詳細・応募方法は右のQRコードよりご確認ください。



2. 時間外労働等改善助成金特例コース（テレワークコース）

今般の新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入した中小企業事業主を支援するため、特例的なコースを新たに設けることとしました。

概要は右のQRコードよりご確認ください。さらなる詳細については、速やかに検討を進め、公表いたします。



3. IT導入補助（生産性革命推進事業の内数）（再掲）

事業継続性確保の観点から、業務効率化ツールと共にテレワークツールの導入を支援します。（8ページ参照）

4. 税制面での支援（少額減価償却資産の特例）

中小企業は、テレワーク用設備（パソコンやソフトウェア）※についても、全額損金算入することが可能です。

※取得価額が30万円未満の設備に限ります。取得価額が30万円以上の設備を導入する場合には、「中小企業経営強化税制」がご利用いただけます。

詳細・申請方法は「中小企業税制パンフレット」をご確認ください。

中小企業税制パンフレットで検索、または右のQRコードよりご確認ください。※22ページに記載しております。



生活福祉資金

福祉資金	福祉費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生業を営むために必要な経費 ・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・ 福祉用具等の購入に必要な経費 ・ 障害者用の自動車の購入に必要な経費 ・ 中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 ・ 冠婚葬祭に必要な経費 ・ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・ その他日常生活上一時的に必要な経費 	580万円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定	貸付けの日 (分割による交付の場合には最終貸付日) から6月以内	据置期間 経過後 20年以内	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	緊急小口資金 (注)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 	10万円以内	貸付けの日から2月以内	据置期間経過後 12月以内	無利子	不要

相談窓口

社会福祉法人→福祉医療機構

ご連絡先	施設開設地が東日本(石川県、岐阜県、三重県より東の地域)の方	施設開設地が西日本(福井県、滋賀県、奈良県より西の地域)の方
	◎東京本部福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係 TEL (03) 3438-9298 FAX (03) 3438-0659	◎大阪支店福祉審査課融資相談係 TEL (06) 6252-0216 FAX (06) 6252-0240
福祉医療機構ホームページアドレス https://www.wam.go.jp/hp		

雇用調整金など→各労働局

経済産業省関連→日本政策金融公庫各支店

生活福祉資金→社会福祉協議会

ほか金融機関